

































































































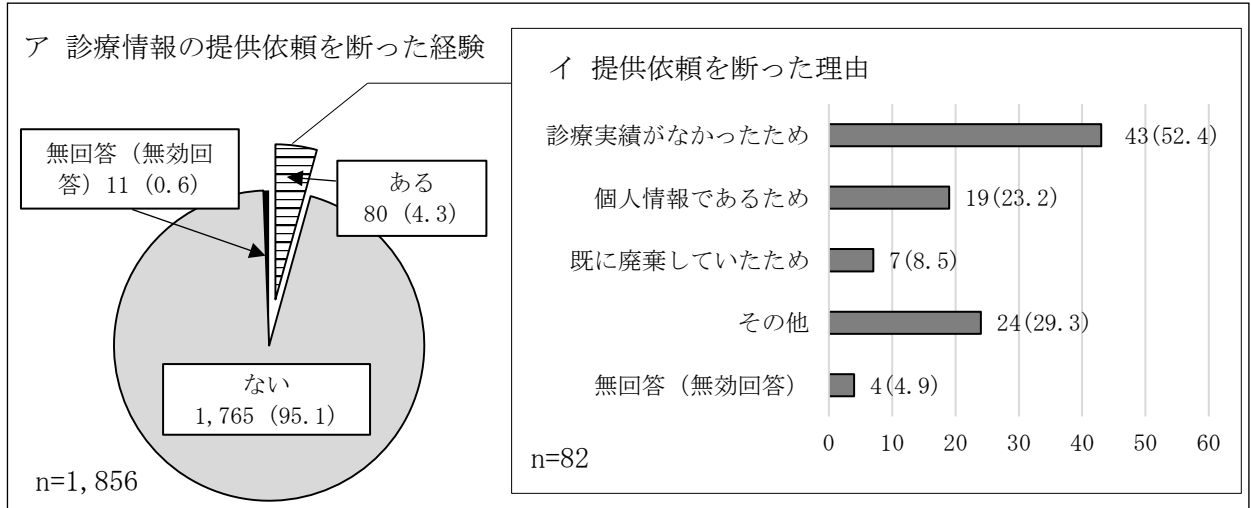


していない実態がうかがわれる。

さらに、実地調査では、「個人情報保護のため、本当に警察からの依頼が分からないためなどの理由から診療情報の提供を断ることはあり得る」とする都道府県医師会もみられた。

図 12 診療情報の提供依頼を断った経験の有無及び断った理由

(単位：人、%)



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「提供依頼を断った理由」は複数回答である。

3 「提供依頼を断った理由」の母数には、前問である「診療情報の提供依頼を断った経験」で無回答 (無効回答) としていた 2 人を含む。

4 ( ) は、回答者数に占める各項目の割合を表す。

## (8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

### ア 関係府省等の取組状況

推進計画では、警察庁及び海上保安庁は、「明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する」こととされている。これを受け、両庁では、都道府県警察及び管区海上保安本部に対し、関係行政機関への通報について指示等を行っているとしており、警察庁ではその後も適切に通報を行うように指導する文書を発出している。

同じく推進計画では、厚生労働省は、解剖や死亡時画像診断の事例を収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくこととされている。これについては、同省によると、平成 27 年度以降、事例の分析方法について議論を進めているとしている。具体的には、同省は異状死死因究明支援事業等に関する検証事業を実施しており、異状死死因究明支援事業で得られた解剖や死亡時画像診断のデータを収集・分析し、現行の死亡統計の情報と地理情報システム (GIS) 技術を用いて死因情報を地理的に解析することで、死因究明体制の充実等に活用することを目指している。

また、死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明については、警察庁及び海上保安庁は、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明を行っているとしている。

## イ 当省の調査結果

### (ア) 死因究明により得られた情報の活用

警察庁では都道府県警察に対して関係行政機関への通報について指示等を行った結果、同庁における死因身元調査法に基づく関係行政機関への通報実績は、次表のとおり、平成30年において28年の約6.5倍に増加している。

なお、海上保安庁における同期間の通報実績は、通報を要するものはなかったとして、0件となっている。

表 48 警察本部における死因身元調査法に基づく関係行政機関への通報件数

	通報先			合計
	労働基準監督署	保健所	その他	
平成28年	54	26	31	111
29年	50	31	14	95
30年	241	48	440	729

(注) 1 警察庁の資料に基づき、当省が作成した。

2 警察庁は、平成29年から30年にかけて件数が急増した理由について、①災害があったこと、②都道府県警察に対し、広く通報するよう再度指示したことが考えられるとしている。

### (イ) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

#### a 警察における医師との共同説明の実施状況

警察庁では、都道府県警察に対して「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丁捜一発第55号警察庁刑事局捜査第一課長通知）を発出し、死因と死亡の犯罪起因性の有無や、その他遺族等の不安の緩和に資すると考えられる参考事項等について、正確な説明を行うため必要に応じて、検案等を実施した医師の協力を得て共に遺族等に対し説明を行う旨周知している。

これについて、警察本部に対する実地調査では、警察は医師と共に説明を行っているほか、以下のような例が確認された。

- ① 警察と医師それぞれが別の時間に説明を行っている。
- ② 説明内容が重複することが多いため、事前に医師から受けた説明を踏まえて警察のみが説明を行っている。
- ③ 医師が本業の診療時間などを割いて死因究明業務に協力していることを踏まえ、負担を軽減する観点から警察のみで説明を行っている。
- ④ これまでに共同での説明を必要とする事例がなかったが遺族が希望すれば行う。

#### b 警察における遺族等への説明時における取組

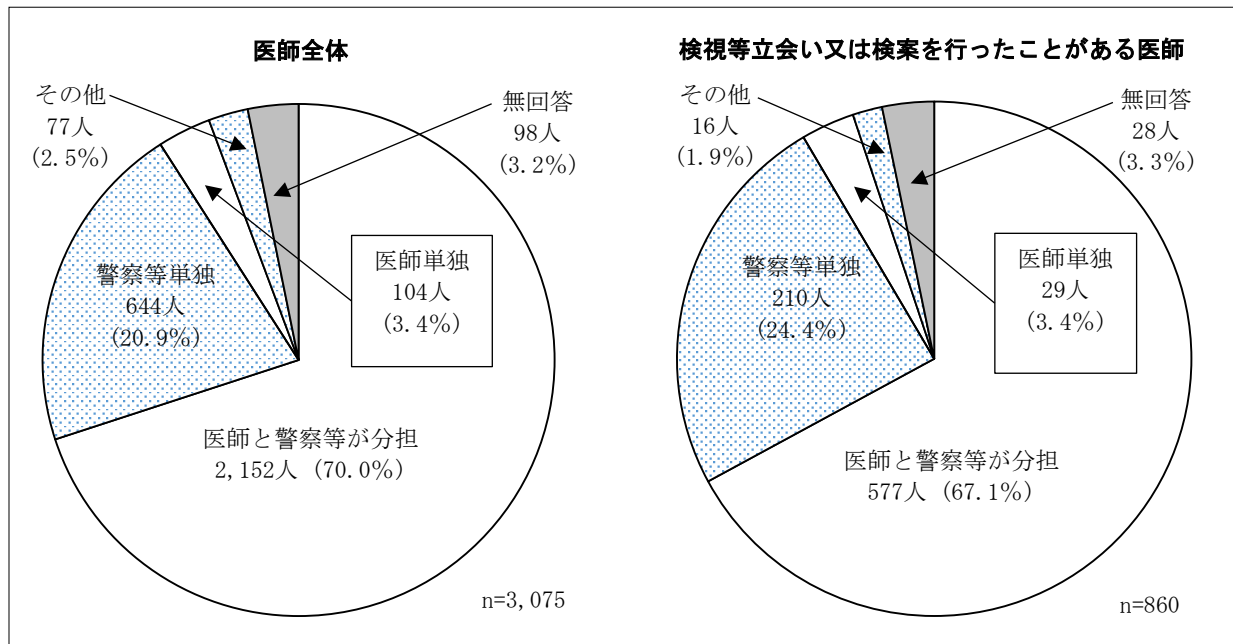
51 警察本部における死因等に関する遺族等への説明の際の取組をみると、遺族等の不安や疑問をできる限り解消するとともに、後日改めて説明を受けたいと感じる遺族にも対応できるよう、遺族等に対して検視等から埋葬までの手続の流れや検視等の必要性を記したパンフレットなどを作成・交付している警察本部が多い。警察本部は、これにより検視等の業務への理解を求めるとともに、後日の問合せ先を明確にしているとしている。

なお、遺族等の要望を受けて、承諾解剖の手続を紹介する警察本部もある。

### c 遺族等への説明に対する医師の認識

医師アンケート調査では、次図のとおり、警察等取扱死体の死因等について警察等と医師でどのように遺族等に説明すべきかについて、「医師と警察等が分担」が70.0%、「警察等単独」が20.9%となっている。これらの傾向は、検視等立会い又は検察を行ったことがある医師の回答でも同様であり、違いはみられなかった。

図13 遺族等への説明に対する医師の認識



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。  
 2 図中の「医師と警察等が分担」は「医学的観点からの説明は医師が行い、周辺状況は警察等が説明した方が望ましい」と、「警察等単独」は「警察等取扱死体について包括的に把握しているのは警察等であるため、警察等が単独で説明した方が望ましい」と、「医師単独」は「死因等に関する情報は主に医学的観点の情報が主なものであるため、医師が単独で説明した方が望ましい」と回答したものである。  
 3 回答割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない。